

契約締結前交付書面（SBI証券担保ローンファンド）  
新旧対照表

	旧規定	新規定
	当該書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です	本書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です
	<p>営業者：SBIソーシャルレンディング株式会社 （東京都知事（1）第31360号）</p>	<p>営業者兼募集会社：SBIソーシャルレンディング株式会社 （東京都知事（1）第31360号、<u>関東財務局長（金商）第2663号</u>）</p>
	<p>募集代行会社：SBIソーシャルレンディングサポート株式会社 （<u>関東財務局長（金商）第2498号</u>）</p>	削除
	<p>「契約締結前交付書面」は必ずお読みください。「契約締結前交付書面」には、投資方針、投資に伴うリスクなど、重要な事項が記載されています。この「契約締結前交付書面」を良くお読みいただき、十分にご理解いただいた上で、ご自身の判断と責任で投資を行うか否かをお決めいただくこととなります。この「契約締結前交付書面」の内容についてご不明な点がございました場合には、募集代行会社までお問い合わせくださいようお願い致します。なお、投資を行った後も、この「契約締結前交付書面」は、お客様がいつでも参照していただけるよう、お手許に保管されますようお願い致します。</p>	<p>「契約締結前交付書面」は必ずお読みください。「契約締結前交付書面」には、投資方針、投資に伴うリスクなど、重要な事項が記載されています。この「契約締結前交付書面」を良くお読みいただき、十分にご理解いただいた上で、ご自身の判断と責任で投資を行うか否かをお決めいただくこととなります。この「契約締結前交付書面」の内容についてご不明な点がございました場合には、<u>当社</u>までお問い合わせくださいますようお願い致します。なお、投資を行った後も、この「契約締結前交付書面」は、お客様がいつでも参照していただけるよう、お手許に保管されますようお願い致します。</p>
	（当該書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面となります。）	（本書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面となります。）

<p>当該書面は、お客様が、<u>SBIソーシャルレンディング株式会社</u>（以下「<u>営業者</u>」と言います）との間で新たに匿名組合契約を締結し、匿名組合出資持分を取得して頂く上でのリスクや留意点が記載されております。あらかじめ十分にお読み頂き、ご不明な点は、お取引開始前にご確認下さい。</p>	<p>当該書面は、お客様が、<u>当社</u>との間で新たに匿名組合契約を締結し、匿名組合出資持分を取得して頂く上でのリスクや留意点が記載されております。あらかじめ十分にお読み頂き、ご不明な点は、お取引開始前にご確認下さい。</p>
<p>貸付事業については、借手（<u>営業者</u>に対して金銭の借入れの申込みを行った者又は<u>営業者</u>から金銭の借入れを行った者を言います。以下、同様です。）の支払遅延等の信用状況の変化等により、損失が発生する可能性があります。</p>	<p>貸付事業については、借手（<u>当社</u>に対して金銭の借入れの申込みを行った者又は<u>当社</u>から金銭の借入れを行った者を言います。以下、同様です。）の支払遅延等の信用状況の変化等により、損失が発生する可能性があります。</p>
<p><b>手数料など諸経費について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様は、<u>SBIソーシャルレンディングサポート株式会社</u>（募集会社、以下「<u>弊社</u>」と言います）に対して申し込んだ出資金額（1万円×申込口数）を<u>弊社</u>の投資家用口座に預託します。</li> <li>・<u>営業者</u>は、貸付事業の遂行にあたり、本ファンド（<u>本契約第3条(9)号</u>に定める意味を有するものとします。以下、<u>同じ</u>とします。）の各借手について、以下の各計算式で算出される額の合計額を管理手数料として、<u>各月約定返済日</u>に受領いたします。<u>営業者</u>は、この管理手数料の中から、株式会社SBI証券（以下「<u>提携証券会社</u>」）と言います。）に対して、担保有価証券（後記Ⅲ）第1項で定義するものを言います。以下、<u>同じ</u>とします。）の管理等に関する委託手数料を</li> </ul>	<p><b>手数料など諸経費について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様は、<u>当社</u>に対して申し込んだ出資金額（1万円×申込口数）を<u>当社</u>の投資家用口座に預託します。</li> <li>・<u>当社</u>は、貸付事業の遂行にあたり、本ファンド（<u>本匿名組合契約（本書面に関連して当社との間で締結することとなる匿名組合契約</u>を意味します。以下、<u>同様</u>とします。）第3条(9)号に定める意味を有するものとします。以下、<u>同様</u>とします。）の各借手について、以下の各計算式で算出される額の合計額を管理手数料として、<u>配当日（各月15日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日</u>を意味します。以下、<u>同様</u>とします。）に受領いたします。<u>当社</u>は、この管理手数料の中から、</li> </ul>

<p>支払うこととなります。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様には、匿名組合へ出資を行う時、出資を撤回し出資金の返還を受ける時、匿名組合契約の終了とともに、<u>または匿名組合契約の継続中に貸付金元本返済にみあう出資金の返還を受ける時、利益の配当を受ける時にかかる事務等手数料</u>をご負担頂きます。匿名組合へ出資を行う時の手数料の額は、各金融機関が定める額となります。その他、出資金の返還又は利益の配当を受ける時の事務手数料の額は、一律420円となります(ただし、当該事務手数料は、<u>営業者の分配用口座にプールされる出資金の返還や利益の配当</u>をお客様の口座に出金する場合等にかかる手数料で、<u>営業者の別のファンドに投資を行う為に営業者の投資家用口座に送金する場合や、営業者の分配用口座から出金を行わない場合には</u>手数料はかかりません)。なお、お客様が出資金の返還及び利益の配当を受ける場合には、その時期は<u>営業者</u>が別途定める時期とし、返還及び配当</li> </ul>	<p>株式会社SBI証券(以下「提携証券会社」といいます。)に対して、担保 有価証券(後記Ⅲ「<u>お客様が行う金融商品取引行為について、当社その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が発生することとなるおそれがある場合</u>」第1項で定義するものをいいます。以下、<u>同様</u>とします。)の管理等に関する委託手数料を支払うこととなります。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様には、匿名組合へ出資を行う時、出資を撤回し出資金の返還を受ける時、匿名組合契約の終了とともに、<u>又は匿名組合契約の継続中に貸付金元金返済にみあう出資金の返還を受ける時、利益の配当を受ける時にかかる事務等手数料</u>をご負担頂きます。匿名組合へ出資を行う時の手数料の額は、各金融機関が定める額となります。その他、出資金の返還又は利益の配当を受ける時の事務手数料の額は、一律420円となります(ただし、当該事務手数料は、<u>当社</u>の分配用口座にプールされる出資金の返還や利益の配当をお客様の口座に出金する場合等にかかる手数料で、<u>当社</u>の別のファンドに投資を行う為に<u>当社</u>の投資家用口座に送金する場合や、<u>当社</u>の分配用口座から出金を行わない場合には手数料はかかりません)。なお、お客様が出資金の返還及び利益の配当を受ける場合には、その時期は<u>当社</u>が別途定める時期とし、返還及び配当に関して利息は付さないものとします。</li> </ul>
---	---

<p>に関して利息は付さないものとし ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業において、<u>営業者</u>が貸付債権の回収を第三者に委託する場合の委託手数料、営業を遂行するために必要な業務を委託する場合の委託手数料、税理士、弁護士又は司法書士等の費用、貸付債権を第三者に譲渡する場合の譲渡費用、その他営業を遂行するために必要となる費用をご負担いただきます。<u>この</u>手数料は、契約条件によって定められるため、事前に上限額等を記載することができません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業において、<u>当社</u>が貸付債権の回収を第三者に委託する場合の委託手数料、営業を遂行するために必要な業務を委託する場合の委託手数料、税理士、弁護士又は司法書士等の費用、貸付債権を第三者に譲渡する場合の譲渡費用、その他営業を遂行するために必要となる費用をご負担いただきます。<u>これらの</u>手数料は、契約条件によって定められるため、事前に上限額等を記載することができません。</li> </ul>
<p><b>匿名組合契約締結にあたってのリスクについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 匿名組合出資は、<u>元本</u>が保証されているものではありません。</li> <li>• お客様は、<u>営業者</u>が行う貸付事業に対して出資を行うこととなり、当該貸付事業において貸付を行った本借手からの貸付金の返済及び利息の支払が、お客様への出資金の返還及び利益の配当に充てられることとなります。従いまして、当該借手からの返済が遅延する等、借手の信用状況が悪化すること等から、お客様が出資した<u>元本額</u>が欠損する損失が発生する場合があります。</li> <li>• <u>お客様が営業者に対して出資した資金は、本契約に基づき弊社から、営</u></li> </ul>	<p><b>匿名組合契約締結にあたってのリスクについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 匿名組合出資は、<u>元金</u>が保証されているものではありません。</li> <li>• お客様は、<u>当社</u>が行う貸付事業に対して出資を行うこととなり、当該貸付事業において貸付<u>け</u>を行った借手からの貸付金の返済及び利息の支払が、お客様への出資金の返還及び利益の配当に充てられることとなります。従いまして、当該借手からの返済が遅延する等、借手の信用状況が悪化すること等から、お客様が出資した<u>元金額</u>が欠損する損失が発生する場合があります。</li> </ul> <p>削除</p>

<p><u>業者の貸金用口座に送金された段階で営業者の財産となります。従って、営業者の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を返還することができない場合もあり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する損失が発生する場合があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>弊社はお客様から、営業者に対する出資金の預託を受け入れることとなりますので、弊社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を返還できない可能性があります。</u></li> <li>・ お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業において、<u>営業者は貸付債権の回収などを第三者に委託する場合があります</u>、当該委託先の信用状況が悪化したときには、お客様に対して出資金全額を返還することができないこともあり、結果として、<u>お客様の出資金元本が欠損する損失が発生する場合があります。</u></li> <li>・ お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業において、<u>営業者は貸付債権の担保として担保有価証券に根質権を設定することを予定しており、営業者は、当該担保有価証券の管理、担保有価証券の売却代金及び担保有価証券の担保権の実行後の取得金の管理などを提携証券会社に委託することになります。</u>このような事情から、提携証券会社の信用状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>当社は、お客様から、出資金を預託及び出資していただくこととなりますので、当社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を返還できない可能性があります。</u></li> <li>・ お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業において、<u>当社は貸付債権の回収などを第三者に委託する場合があります</u>、当該委託先の信用状況が悪化したときには、お客様に対して出資金全額を返還することができないこともあり、結果として、<u>お客様の出資金元本が欠損する損失が発生する場合があります。</u></li> <li>・ お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業において、<u>当社は貸付債権の担保として担保有価証券に根質権を設定することを予定しており、当社は、当該担保有価証券の管理、担保有価証券の売却代金及び担保有価証券の担保権の実行後の取得金の管理などを提携証券会社に委託することになります。</u>このような事情から、提携証券会社の信用状況が悪化したとき</li> </ul>
--	---

	<p>が悪化したときには、担保有価証券からの回収ができないこともあり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する損失が発生する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>匿名組合出資をした後に、<u>本契約</u>の期間終了前に終了し、又は持分を譲渡する場合には、金利の上昇局面では、それに伴った出資額等の変動がないことから、この金利の上昇の利益を受けられないこととなります。</li> <li>お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業において、<u>営業者</u>は貸付債権の担保として担保有価証券に根質権を設定することを予定していますが、担保有価証券の金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により、その価値が下落することがあることから、結果として、お客様の出資金元本が欠損する損失が発生する場合があります。</li> </ul>	<p>には、担保有価証券からの回収ができないこともあり、結果として、お客様の出資金元金が欠損する損失が発生する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>匿名組合出資をした後に、<u>本匿名組合契約</u>の期間終了前に終了し、又は持分を譲渡する場合には、金利の上昇局面では、それに伴った出資額等の変動がないことから、この金利の上昇の利益を受けられないこととなります。</li> <li>お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業において、<u>当社</u>は貸付債権の担保として担保有価証券に根質権を設定することを予定していますが、担保有価証券の金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により、その価値が下落することがあることから、結果として、お客様の出資金元金が欠損する損失が発生する場合があります。</li> </ul>
	<p><b>匿名組合契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お客様が<u>営業者</u>と締結する匿名組合契約には、金融商品取引法第37条の6に基づくクーリング・オフの規定の適用はありません。</li> </ul>	<p><b>匿名組合契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お客様が<u>当社</u>と締結する匿名組合契約には、金融商品取引法第37条の6に基づくクーリング・オフの規定の適用はありません。</li> </ul>
I	<p>お客様が<u>営業者</u>との間で締結することとなる契約は、商法第535条にて規定される匿名組合契約となります。匿名組合契約とは、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（<u>営業者</u>）の営業のために出資をなし、その営業より生</p>	<p>お客様が<u>当社</u>との間で締結することとなる契約は、商法第535条にて規定される匿名組合契約となります。匿名組合契約とは、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（<u>当社</u>）の営業のために出資をなし、その営業より生じる利益</p>

<p>じる利益の配当を受けることを約束する契約形態です。当該契約においては、お客様が出資者、<u>SBIソーシャルレンディング株式会社</u>が営業者となります。</p> <p>出資の対象となる営業は、<u>営業者</u>が借手との間で金銭消費貸借契約を締結し、お客様からご出資いただいた資金を貸し付け、その<u>元本返済及び利息</u>(遅延損害金を含む。以下、利息と遅延損害金をあわせて「利息等」と言います)の返済金の支払を受ける貸付事業であり、当該返済金がお客様の出資金をご返還する原資になるとともに、借手が支払う利息等から<u>営業者</u>が受けるべき管理手数料(以下「お客様にお支払頂く手数料等諸費用について」2に定義します。以下同様とします。)を差し引いた残額がお客様に対する利益配当の原資となります。</p> <p>なお、<u>営業者</u>は、本営業(本契約第3条(1)号に定める意味を有します。以下、<u>同じ</u>とします。)において、別紙「貸付要項」記載の各事項を前提として、①<u>営業者</u>が任意に定める基準により審査を行い、②<u>営業者</u>が任意に定める内容にて借手との間で金銭消費貸借契約を締結することになります(別紙「貸付要項」を前提として行われる貸付けの総称を、以下「SBI SL証券担保ローン」といいます。)</p> <p>ア <u>営業者</u>は、SBI SL証券担保ローンにおいて、別紙「貸付要項」1の担保権を取得することを条件に、別紙「貸付要項」2の融資限度額内</p>	<p>の配当を受けることを約束する契約形態です。当該契約においては、お客様が出資者、<u>当社</u>が営業者となります。</p> <p>出資の対象となる営業は、<u>当社</u>が借手との間で金銭消費貸借契約を締結し、お客様からご出資いただいた資金を貸し付け、その<u>元金返済及び利息</u>(遅延損害金を含む。以下、利息と遅延損害金をあわせて「利息等」と言います)の返済金の支払を受ける貸付事業であり、当該返済金がお客様の出資金をご返還する原資になるとともに、借手が支払う利息等から<u>当社</u>が受けるべき管理手数料(以下「お客様にお支払頂く手数料等諸費用について」第2項に定義します。以下同様とします。)を差し引いた残額がお客様に対する利益配当の原資となります。なお、<u>当社は</u>、本営業(本匿名組合契約第3条(1)号に定める意味を有します。以下、<u>同様</u>とします。)において、別紙「貸付要項」記載の各事項を前提として、①<u>当社</u>が任意に定める基準により審査を行い、②<u>当社</u>が任意に定める内容にて借手との間で金銭消費貸借契約を締結することになります(別紙「貸付要項」を前提として行われる貸付けの総称を、以下「SBI SL証券担保ローン」といいます。)</p> <p>ア <u>当社は</u>、SBI SL証券担保ローンにおいて、別紙「貸付要項」第1項の担保権を取得することを条件に、別紙「貸付要項」第2項の融資限度額内に</p>
--	---

<p>において、本ファンドその他の同様の目的に基づくファンドから、同一の借手に対して、複数回の貸付けを実行し、又は、実行することを予定していること。</p> <p>イ <u>営業者</u>は、S B I S L証券担保ローンにおいて、別紙「貸付要項」5の各方法により<u>営業者</u>に担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」という。）の担保権の実行をすることはできるものの、各方法による担保権の実行を義務付けられるものではなく、費用の多寡及び回収までの期間の長短にかかわらず、法定の手続によることも含めて、S B I S L証券担保ローンの回収方法は、<u>営業者</u>の裁量に委ねられること。</p> <p>ウ S B I S L証券担保ローンにおける借手は、根質権が設定されていることにかかわらず、担保有価証券を自由に売却することができ、<u>営業者</u>は、この売却がなされ、担保不足（別紙「貸付要項」4に定義します。以下、<u>同じ</u>とします。）となった場合などには、売却代金又は提携証券会社の預り金からS B I S L証券担保ローンの債務の返済を受けることを予定しているものの、提携証券会社又は借手に倒産事由が発生した場合、借手の提携証券会社に対する売却代金又は預り金返還請求権に対して差押え、仮差押えがなされた場合その他の事由が発生した場合には、S B</p>	<p>において、本ファンドその他の同様の目的に基づくファンドから、同一の借手に対して、複数回の貸付けを実行し、又は、実行することを予定していること。</p> <p>イ <u>当社</u>は、S B I S L証券担保ローンにおいて、別紙「貸付要項」<u>第5項</u>の各方法により<u>当社</u>に担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」という。）の担保権の実行をすることはできるものの、各方法による担保権の実行を義務付けられるものではなく、費用の多寡及び回収までの期間の長短にかかわらず、法定の手続によることも含めて、S B I S L証券担保ローンの回収方法は、<u>当社</u>の裁量に委ねられること。</p> <p>ウ S B I S L証券担保ローンにおける借手は、根質権が設定されていることにかかわらず、担保有価証券を自由に売却することができ、<u>当社</u>は、この売却がなされ、担保不足（別紙「貸付要項」<u>第4項</u>に定義します。以下、<u>同様</u>とします。）となった場合などには、売却代金又は提携証券会社の預り金からS B I S L証券担保ローンの債務の返済を受けることを予定しているものの、提携証券会社又は借手に倒産事由が発生した場合、借手の提携証券会社に対する売却代金又は預り金返還請求権に対して差押え、仮差押えがなされた場合その他の事由が発生した場合には、S B I S L証券担保ロ</p>
---	--



	<p>I S L 証券担保ローンの債務の返済を受けることができないことがあります。</p> <p>エ <u>営業者</u>は、S B I S L 証券担保ローンにおいて、別紙「貸付要項」6の期限の利益の喪失事由を定めるものの、借手の信用力、担保有価証券の評価額その他の事由を総合的に判断して、その裁量により、S B I S L 証券担保ローンの返済を猶予することがあること。</p>	<p>ーンの債務の返済を受けることができないことがあります。</p> <p>エ <u>当社</u>は、S B I S L 証券担保ローンにおいて、別紙「貸付要項」第6項の期限の利益の喪失事由を定めるものの、借手の信用力、担保有価証券の評価額その他の事由を総合的に判断して、その裁量により、S B I S L 証券担保ローンの返済を猶予することがあること。</p>
II	<p>1. お客様は、<u>弊社</u>に対して申し込んだ出資金額（1万円×申込口数）を<u>弊社</u>の投資家用口座に預託します。</p> <p>2. <u>弊社</u>は、貸付事業の遂行にあたり、本ファンドの各借手について、以下の各計算式で算出される額の合計額を管理手数料として、各月<u>約定返済日</u>に受領いたします。</p> <p>3. お客様が匿名組合へ出資を行う時、出資を撤回し出資金の返還を受ける時、匿名組合契約の終了とともに、<u>または匿名組合契約の継続中に貸付金元本返済</u>にみあう出資金の返還を受ける時、利益の配当を受ける時にかかる事務等手数料をご負担頂きます。匿名組合へ出資を行う時の手数料の額は、各金融機関が定める額になります。その他、出資金又は利益配当を受ける時の事務手数料の額は、</p>	<p>1. お客様は、<u>当社</u>に対して申し込んだ出資金額（1万円×申込口数）を<u>当社</u>の投資家用口座に預託します。</p> <p>2. <u>当社</u>は、貸付事業の遂行にあたり、本ファンドの各借手について、以下の各計算式で算出される額の合計額を管理手数料として、各月<u>配当日</u>に受領いたします。</p> <p>3. お客様が匿名組合へ出資を行う時、出資を撤回し出資金の返還を受ける時、匿名組合契約の終了とともに、<u>又は匿名組合契約の継続中に貸付金元金返済</u>にみあう出資金の返還を受ける時、利益の配当を受ける時にかかる事務等手数料をご負担頂きます。匿名組合へ出資を行う時の手数料の額は、各金融機関が定める額になります。その他、出資金又は利益配当を受ける時の事務手数料の額は、一律420円になります。</p>

	<p>一律420円になります(ただし、当該事務手数料は、<u>営業</u>者の分配用口座にプールされる出資金の返還や利益の配当をお客様の口座に出金する場合等にかかる手数料で、<u>営業</u>者の別のファンドに投資を行う為に<u>弊</u>社の投資家用口座に送金する場合や、<u>営業</u>者の分配用口座から出金を行わない場合には手数料はかかりません)。なお、お客様が出資金の返還及び利益の配当を受ける場合には、その時期は<u>営業</u>者が別途定める時期とし、返還及び配当に関して利息は付さないものとします。</p> <p>4. お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業において、<u>営業</u>者が貸付債権の回収を第三者に委託する場合の委託手数料、営業を遂行するために必要な業務を委託する場合の委託手数料、税理士、弁護士又は司法書士等の費用、貸付債権を第三者に譲渡する場合の譲渡費用、その他営業を遂行するために必要となる費用をご負担いただきます。<u>この</u>手数料は、契約条件によって定められるため、事前に上限額等を記載することができません。</p>	<p>す(ただし、当該事務手数料は、<u>当</u>社の分配用口座にプールされる出資金の返還や利益の配当をお客様の口座に出金する場合等にかかる手数料で、<u>当</u>社の別のファンドに投資を行う為に<u>当</u>社の投資家用口座に送金する場合や、<u>当</u>社の分配用口座から出金を行わない場合には手数料はかかりません)。なお、お客様が出資金の返還及び利益の配当を受ける場合には、その時期は<u>当</u>社が別途定める時期とし、返還及び配当に関して利息は付さないものとします。</p> <p>4. お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業において、<u>当</u>社が貸付債権の回収を第三者に委託する場合の委託手数料、営業を遂行するために必要な業務を委託する場合の委託手数料、税理士、弁護士又は司法書士等の費用、貸付債権を第三者に譲渡する場合の譲渡費用、その他営業を遂行するために必要となる費用をご負担いただきます。<u>これらの</u>手数料は、契約条件によって定められるため、事前に上限額等を記載することができません。</p>
III	<p>お客様が行う金融商品取引行為について、<u>営業</u>者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が発生することとなるおそれがある場合</p>	<p>お客様が行う金融商品取引行為について、<u>当</u>社その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が発生することとなるおそれがある場合</p>

<p>1. 借手の信用状態による影響</p> <p>お客様と<u>営業者</u>が締結することとなる匿名組合契約は、<u>営業者</u>が借手との間で金銭消費貸借契約を締結して、お客様からご出資いただいた資金を原資に貸し付け、その<u>元本返済</u>及び利息等の支払を受ける貸付事業を出資対象としており、当該貸付事業において貸付けを行った本借手からの貸付金の返済及び利息の支払が、お客様へのお出資金の返還及び利益の配当に充てられることとなります。従いまして、当該借手からの返済が遅延する等、借手の信用状況が悪化すること等から、お客様が出資した<u>元本額</u>が欠損する損失が発生する場合があります。</p> <p>なお、<u>営業者</u>は、借手が<u>営業者</u>に対して現在及び将来負担するSBI証券担保ローンにかかるいっさいの債務を共通に担保するものとして、提携証券会社の証券取引口座（振替決済口座）に現在及び将来保有する有価証券（国内の金融商品取引所に上場されている株券のうち、<u>営業者</u>が適当と認めるもの）について、<u>営業者</u>を権利者とする根質権を設定することを予定していますので、この根質権が有効に設定されている場合には、この根質権の限度において、上記リスクが顕在化する可能性は軽減されていると考えられます。しかしながら、①この根質権の有効性が否定された場合、又は、②前記Iウ記載のとおり、SBI証券担保ローンにおける借手は、根質権が設</p>	<p>1. 借手の信用状態による影響</p> <p>お客様と<u>当社</u>が締結することとなる匿名組合契約は、<u>当社</u>が借手との間で金銭消費貸借契約を締結して、お客様からご出資いただいた資金を原資に貸し付け、その<u>元金返済</u>及び利息等の支払を受ける貸付事業を出資対象としており、当該貸付事業において貸付けを行った<u>本借手</u>からの貸付金の返済及び利息の支払が、お客様へのお出資金の返還及び利益の配当に充てられることとなります。従いまして、当該借手からの返済が遅延する等、借手の信用状況が悪化すること等から、お客様が出資した<u>元金額</u>が欠損する損失が発生する場合があります。</p> <p>なお、<u>当社</u>は、借手が<u>当社</u>に対して現在及び将来負担するSBI証券担保ローンにかかるいっさいの債務を共通に担保するものとして、提携証券会社の証券取引口座（振替決済口座）に現在及び将来保有する有価証券（国内の金融商品取引所に上場されている株券のうち、<u>当社</u>が適当と認めるもの）について、<u>当社</u>を権利者とする根質権を設定することを予定していますので、この根質権が有効に設定されている場合には、この根質権の限度において、上記リスクが顕在化する可能性は軽減されていると考えられます。しかしながら、①この根質権の有効性が否定された場合、又は、②前記I「<u>匿名組合契約に関する金融商品取引契約の概要</u>」ウ記載のとおり、SBI証券担保ローンにおける借手は、根質権が設定されていることに</p>
---	---

<p>定されていることにかかわらず、担保有価証券を自由に売却することができ、営業者は、この売却がなされ、担保不足となった場合などには、売却代金又は提携証券会社の預り金からSBI証券担保ローンの債務の返済を受けることを予定しているものの、提携証券会社又は借手に倒産事由が発生した場合、借手の提携証券会社に対する売却代金又は預り金返還請求権に対して差押え、仮差押えがなされた場合その他の事由が発生した場合等には、上記リスクが顕在化する可能性があります。</p> <p>また、前記Iイ記載のとおり、<u>営業</u>者は、SBI証券担保ローンにおいて、別紙「貸付要項」5の各方法により<u>営業</u>者に担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」という。）の担保権の実行をすることはできることになっていますが、各方法による担保権の実行を義務付けられるものではなく、費用の多寡及び回収までの期間の長短にかかわらず、法定の手続によることも含めて、SBI証券担保ローンの回収方法は、<u>営業</u>者の裁量に委ねられることから、必ずしも、担保有価証券の担保権の実行により貸付金等の回収がなされるものではありません。</p> <p>2. <u>営業</u>者、<u>弊社</u>等の信用状態による影響</p> <p><u>お客様から弊社は営業者に対する出資金の預託を受け入れることとなり</u></p>	<p>かかわらず、担保有価証券を自由に売却することができ、<u>当社</u>は、この売却がなされ、担保不足となった場合などには、売却代金又は提携証券会社の預り金からSBI証券担保ローンの債務の返済を受けることを予定しているものの、提携証券会社又は借手に倒産事由が発生した場合、借手の提携証券会社に対する売却代金又は預り金返還請求権に対して差押え、仮差押えがなされた場合その他の事由が発生した場合等には、上記リスクが顕在化する可能性があります。</p> <p>また、前記I「<u>匿名組合契約に関する金融商品取引契約の概要</u>」イ記載のとおり、<u>当社</u>は、SBI証券担保ローンにおいて、別紙「貸付要項」<u>第5</u>項の各方法により<u>当社</u>に担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」という。）の担保権の実行をすることはできることになっていますが、各方法による担保権の実行を義務付けられるものではなく、費用の多寡及び回収までの期間の長短にかかわらず、法定の手続によることも含めて、SBI証券担保ローンの回収方法は、<u>当社</u>の裁量に委ねられることから、必ずしも、担保有価証券の担保権の実行により貸付金等の回収がなされるものではありません。</p> <p>2. <u>当社</u>、<u>当社</u>等の信用状態による影響</p> <p><u>当社は、お客様から、出資金を預託及び出資していただくこととなります</u></p>
--	---

	<p>ますので、<u>弊社</u>の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して<u>預託金</u>全額を返還することができない可能性があります。また、<u>お客様の出資は、営業者に交付された段階で営業者の財産となります。従って、営業者の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を返還することができない場合もあり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する損失が発生する場合があります。</u>また、<u>営業者は貸付債権の回収などを第三者に委託することがあり、当該委託先の信用状況が悪化したときには、お客様に対して出資金全額を返還することができない場合もあり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する損失が発生する場合があります。</u></p> <p>3. 提携証券会社の信用状態による影響</p> <p><u>営業者は、担保有価証券の管理、担保有価証券の売却代金及び担保有価証券の担保権の実行後の取得金の管理などを提携証券会社に委託することになります。当該提携証券会社の信用状況が悪化したときには、お客様に対して出資金全額を返還することができない場合もあり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する損失が発生する場合があります。</u></p>	<p>ので、<u>当社</u>の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して<u>出資金全額</u>を返還できない可能性があります。また、<u>当社は貸付債権の回収などを第三者に委託することがあり、当該委託先の信用状況が悪化したときには、お客様に対して出資金全額を返還することができない場合もあり、結果として、お客様の出資金元金が欠損する損失が発生する場合があります。</u></p> <p>3. 提携証券会社の信用状態による影響</p> <p><u>当社は、担保有価証券の管理、担保有価証券の売却代金及び担保有価証券の担保権の実行後の取得金の管理などを提携証券会社に委託することになります。当該提携証券会社の信用状況が悪化したときには、お客様に対して出資金全額を返還することができない場合もあり、結果として、お客様の出資金元金が欠損する損失が発生する場合があります。</u></p>
IV	<p>1. お客様が<u>営業者</u>との間で締結する匿名組合契約は、下記に記載する条件にあてはまる場合には自動的に直</p>	<p>1. お客様が<u>当社</u>との間で締結する匿名組合契約は、下記に記載する条件にあてはまる場合には自動的に直ちに終</p>

<p>ちに終了することとなります。 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>(イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、その他本借手に適用ある倒産手続開始の決定がなされ、当該手続にて、本営業に関する最後の分配（<u>またはこれに類似する手続</u>）を受けた場合。</p> <p>(ウ) 特定調停、私的整理その他債務整理の手続き（法的な手続きであるか否かは関係なく）が開始され、当該手続きにて提示された返済計画について、<u>営業者</u>がその合理的な判断に基づき当該返済契約を承諾し、本借手の全てより当該返済計画に基づく支払いを受けた場合。</p> <p>(エ) <u>営業者</u>が、本貸付契約に係る貸付債権の全てを第三者に譲渡した場合。</p> <p>②<u>営業者</u>について、解散の決議をし、又はその命令を受けた場合、<u>もしくは、破産および清算その他清算型の倒産手続きの決議または申し立てがなされた場合。</u></p> <p>③<u>営業者</u>について、手形交換所の取引停止処分を受けた場合。</p> <p>④<u>営業者</u>について、支払不能、支払</p>	<p>了することとなります。 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>(イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、その他本借手に適用ある倒産手続開始の決定がなされ、当該手続にて、本営業に関する最後の分配（<u>又はこれに類似する手続</u>）を受けた場合。</p> <p>(ウ) 特定調停、私的整理その他債務整理の手続き（法的な手続きであるか否かは関係なく）が開始され、当該手続きにて提示された返済計画について、<u>当社</u>がその合理的な判断に基づき当該返済契約を承諾し、本借手の全てより当該返済計画に基づく支払いを受けた場合。</p> <p>(エ) <u>当社</u>が、本貸付契約に係る貸付債権の全てを第三者に譲渡した場合。</p> <p>②<u>当社</u>について、解散の決議をし、又はその命令を受けた場合、<u>若しくは、破産及び清算その他清算型の倒産手続きの決議又は申し立てがなされた場合。</u></p> <p>③<u>当社</u>について、手形交換所の取引停止処分を受けた場合。</p> <p>④<u>当社</u>について、支払不能、支払停止</p>
---	--

<p>停止となった場合。</p> <p>⑤<u>営業者</u>について、仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売等の申立がなされた場合。</p> <p>⑥<u>営業者</u>と本匿名組合員が<u>本契約</u>の終了を書面により合意した場合</p> <p>また、お客様が<u>営業者</u>との間で締結する匿名組合契約は、下記に記載する条件にあてはまる場合には、<u>営業者</u>が解除することができることになっているため、<u>営業者</u>が解除することにより、終了することがあります。</p> <p>①本匿名組合員について、解散の決議をし、又はその命令を受けた場合、もしくは、<u>破産および清算</u>その他清算型の倒産手続きの決議<u>または</u>申し立てがなされた場合。 (略)</p> <p>⑤<u>本契約</u>の申込に際し、本匿名組合員の申込事項に虚偽又は誤りがあったことが<u>営業者</u>において判明した場合。</p> <p>⑥本匿名組合員が<u>本契約</u>に基づく金銭の支払い義務（<u>本契約</u>に定める出資金の預託義務を除く。）の履行を10日以上遅滞した場合。</p> <p>⑦本匿名組合員が所在不明となった</p>	<p>となった場合。</p> <p>⑤<u>当社</u>について、仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売等の申立がなされた場合。</p> <p>⑥<u>当社</u>と本匿名組合員が<u>本匿名組合契約</u>の終了を書面により合意した場合</p> <p>また、お客様が<u>当社</u>との間で締結する匿名組合契約は、下記に記載する条件にあてはまる場合には、<u>当社</u>が解除することができることになっているため、<u>当社</u>が解除することにより、終了することがあります。</p> <p>①本匿名組合員について、解散の決議をし、又はその命令を受けた場合、若しくは、<u>破産及び清算</u>その他清算型の倒産手続きの決議<u>又は</u>申し立てがなされた場合。 (略)</p> <p>⑤<u>本匿名組合契約</u>の申込に際し、本匿名組合員の申込事項に虚偽又は誤りがあったことが<u>当社</u>において判明した場合。</p> <p>⑥本匿名組合員が<u>本匿名組合契約</u>に基づく金銭の支払い義務（<u>本匿名組合契約</u>に定める出資金の預託義務を除く。）の履行を10日以上遅滞した場合。</p> <p>⑦本匿名組合員が所在不明となった</p>
---	---

<p>ことが<u>営業者</u>において判明した場合。 (略)</p> <p>3. お客様が<u>営業者</u>との間で締結する匿名組合契約は、<u>匿名組合出資の募集期間の終了後2週間貸付先が見つからない場合には終了することとなり、お客様が出資した資金の内貸付けに充当されていない余剰金がある場合は、当該余剰金部分に係る本契約を解約したうえで、新たに本契約と同様の匿名組合契約が締結されたものとし、当該匿名組合契約への出資金として、弊社の投資家用口座に預託されるものとし、この場合、お客様は出金可能期間には、本ファンドにおいて預託されている額を上限として預託金の返還を請求することができます。また、当該預託金につき、弊社に対し当初に預託されてから1年が経過した時点において残金がある場合には、弊社から、本匿名組合員の口座に対し送金することとします。</u> なお、出金可能期間とは、初回にお客様が<u>本契約に基づく出資金の預託をした時点から匿名組合出資の募集期間が終了する日までとし、余剰金がある場合に、新たに本契約と同様の契約が締結された場合には、その都度、当該契約が締結された日から当該契約に係る匿名組合出資の募集期間が終了する日までの日を意味します。</u>預託金の返還については、上記の諸条件を満たす場合、<u>営業者は、</u></p>	<p>ことが<u>当社</u>において判明した場合。 (略)</p> <p>3. お客様が<u>当社</u>との間で締結する匿名組合契約は、<u>(1) 出資募集期間 (本匿名組合契約第3条(4)号に定める意味を有するものとし、同様に、終了時に当社が預託を受けた金員に余剰があることが確認された場合には、当該余剰となる金員について、その部分に係る本匿名組合契約を解約したうえで、出資募集期間終了日の翌日に募集を行う予定の本匿名組合契約と同様の匿名組合契約 (本ファンドと同様の出資対象事業の集合体における匿名組合契約を意味する。以下、同様とします。)</u>が新たに締結されたものとし、また、<u>(2) 出資募集期間終了日には余剰となる金員であることが確認されず、貸付実行期間 (本匿名組合契約第3条(2)号に定める意味を有するものとし、以下、同様とします。)</u>終了時に<u>当社が預託を受けた金員に余剰があることが確認された場合 (借手からの借入れの申込みを受けたものの、貸付けの実行に至らなかった場合など) は、当該余剰となる金員について、その部分に係る本匿名組合契約を解約したうえで、貸付実行期間終了日の翌日に募集を行う予定の本匿名組合契約と同様の匿名組合契約が新たに締結されたものとし、各匿名組合契約への出資金として、当社の投資家用口座に預託されるものとし、以後も同様とし</u></p>
---	--



<p>原則として出資金の返還を承諾した日から5営業日以内にその上限金額の範囲内で、銀行振込の方法その他の方法により出資金の返還を行うものとします。当該返還に要する銀行振込手数料はお客様のご負担となります。</p> <p>4. <u>本契約</u>が終了した場合、<u>営業者</u>は、特段の合意がない限り、<u>営業者</u>が清算人となり、ただちに本匿名組合事業の清算を行うものとなります。その場合の手続は、以下のとおりとなります。</p> <p>i 法令及び実務慣行に従い、本財産を処分し本事業を清算することとなります。本匿名組合に残余財</p>	<p><u>ます</u>。この場合、お客様は出金可能期間には、預託金の返還を請求することができます。なお、出金可能期間とは、初回をお客様が<u>本匿名組合契約に基づき</u>出資金の預託をした時点から匿名組合出資の<u>出資募集期間</u>が終了する日までとし、余剰金がある場合に、新たに<u>本匿名組合契約</u>と同様の契約が締結された場合には、その都度、当該契約が締結された日から当該契約に係る匿名組合出資の<u>出資募集期間</u>が終了する日までの日を意味します。預託金の返還については、上記の諸条件を満たす場合、<u>当社</u>は、原則として出資金の返還を承諾した日から5営業日以内にその上限金額の範囲内で、銀行振込の方法その他の方法により出資金の返還を行うものとします。当該返還に要する銀行振込手数料はお客様のご負担となります。また、当該預託金につき、当社に対し当初に預託されてから1年が経過した時点において残金がある場合には、当社から、本匿名組合員の口座に対し送金することとします。</p> <p>4. <u>本匿名組合契約</u>が終了した場合、<u>当社</u>は、特段の合意がない限り、<u>当社</u>が清算人となり、ただちに<u>本営業にかか</u><u>る匿名組合事業</u>の清算を行うものとなります。その場合の手続は、以下のとおりとなります。</p> <p>i 法令及び実務慣行に従い、本財産を処分し本事業を清算することとなります。本匿名組合に残余財産が</p>
--	--

<p>産が存する時は、その全部を出資比率に応じて本匿名組合員に対して分配がなされるものとなります。残余財産の分配は、本財産の金額（客観的基準から算出した財産の評価額もしくは<u>実際の処分価額</u>）から本事業にかかる一切の債務、管理手数料、<u>本匿名組合員の債務不履行によって営業者が被った損害等を控除した金額を基に決定することとなります</u>。本匿名組合員に分配されるべき金額が出資金の合計額を超える場合には、超過部分は利益の配当として支払うものとなります。</p> <p>ii 本ファンドに係る匿名組合契約のうち、<u>本契約のみが終了した場合</u>  <u>営業者は</u>、返還を要する出資金相当額を限度に、本ファンドに係る本貸付債権の自己貸付に振替を行い、当該振替代金をもって出資金の返還を行うことができます。<u>営業者は</u>、当該振替を行う場合には、以下の方法等に従って行います。なお、本項に基づく出資金の返還を行った場合には、本匿名組合員は、返還すべき金額に不足が生じた場合であっても、当該不足額に係る請求権を放棄するものとします。</p> <p>(i) 振替の方法  本ファンドに属する貸付債権のうち、正常債権（延滞が生じていな</p>	<p>存する時は、その全部を出資比率に応じて本匿名組合員に対して分配がなされるものとなります。残余財産の分配は、本財産の金額（客観的基準から算出した財産の評価額若しくは<u>実際の処分価額</u>）から本事業にかかる一切の債務、管理手数料等を控除した金額を基に決定することとなります。本匿名組合員に分配されるべき金額が出資金の合計額を超える場合には、超過部分は利益の配当として支払うものとなります。</p> <p>ii 本ファンドに係る匿名組合契約のうち、<u>本匿名組合契約のみが終了した場合</u>  <u>当社は</u>、返還を要する出資金相当額を限度に、本ファンドに係る本貸付債権の自己貸付<u>け</u>に振替を行い、当該振替代金をもって出資金の返還を行うことができます。<u>当社は</u>、当該振替を行う場合には、以下の方法等に従って行います。なお、本項に基づく出資金の返還を行った場合には、本匿名組合員は、返還すべき金額に不足が生じた場合であっても、当該不足額に係る請求権を放棄するものとします。</p> <p>(i) 振替の方法  本ファンドに属する貸付債権のうち、正常債権（延滞が生じていない</p>
--	--

	<p>い債権をいう。以下、<u>同じ</u>とします。)の元本を合計した金額に本匿名組合員の出資比率を乗じた金額にて、本貸付債権の全てを按分して自己貸付に振り替えるものとします。</p> <p>(ii) <u>買取り後の処理</u>  <u>営業者</u>は、本項に基づき振替を行った貸付債権については、本ファンド内の貸付債権と同順位のものとして取扱いかつ同様の処理を行うものとし、回収金につき端数が生じた場合には、端数の限度で、本ファンド内の貸付債権に<u>対し優先して</u>充当するものとします。</p> <p>5. 上記3及び4における出資金等の返還について、銀行振込手数料に加えて、別途解約手数料が生じることはありません。</p>	<p>債権をいう。以下、<u>同様</u>とします。)の元本を合計した金額に本匿名組合員の出資比率を乗じた金額にて、本貸付債権の全てを按分して自己貸付<u>け</u>に振り替えるものとします。</p> <p>(ii) <u>振替後の処理</u>  <u>当社</u>は、本項に基づき振替を行った貸付債権については、本ファンド内の貸付債権と同順位のものとして取扱いかつ同様の処理を行うものとし、回収金につき端数が生じた場合には、端数の限度で、本ファンド内の貸付債権に充当するものとします。</p> <p>5. 上記第3項及び第4項における出資金等の返還について、銀行振込手数料に加えて、別途解約手数料が生じることはありません。</p>
V	<p>お客様が<u>営業者</u>との間で締結する匿名組合契約から得られる利益配当金は、雑所得として総合課税されます。また、他の所得に合算されて通常の所得税率により課税となります。お客様によっては、雑所得として認識されない場合もあり、税理士等にご確認ください。</p>	<p>お客様が<u>当社</u>との間で締結する匿名組合契約から得られる利益配当金は、雑所得として総合課税されます。また、他の所得に合算されて通常の所得税率により課税となります。お客様によっては、雑所得として認識されない場合もあり、税理士等にご確認ください。</p>
VI	<p>お客様は、<u>営業者</u>の事前の承諾無く、匿名組合契約に関わる出資持分を譲渡し、その他の処分をすることができません。</p>	<p>お客様は、<u>当社</u>の事前の承諾無く、匿名組合契約に関わる出資持分を譲渡し、その他の処分をすることができません。</p>
VII	<p><u>弊社</u>は、ホームページ上において、<u>営業者</u>に対して金銭の借り入れの申し込みを行った者に対して金銭の貸付けを行う貸付事業への出資を行うことで、</p>	<p><u>当社</u>は、ホームページ上において、<u>当社</u>に対して金銭の借り入れの申し込みを行った者に対して金銭の貸付けを行う貸付事業への出資を行うことで、資産の</p>

<p>資産の運用を行いたいという意向をお持ちの方（以下「投資家」と言います。）を募り、<u>営業者</u>が投資家から出資を受けた資金を原資として、借入希望者に貸付けを行うという取引を行うに際して、かかる出資の募集の取扱いをおこないません。上述の取引の具体的な流れは下記の<u>通り</u>となります。</p> <p>1. お客様は、<u>弊社</u>のホームページから投資家登録の申請を行っていただきます。</p> <p>2. お客様は、<u>弊社</u>が定める本人確認書類及び銀行口座の写しをFAX<u>もしくはEメールにて送信</u>いただきます。その後、<u>弊社</u>からお客様へ本人確認キーを記載したハガキを簡易書留で送付いたしますので、受領後、ホームページから本人確認キーを<u>ご入力</u>いただく事で、投資家登録が完了します。</p> <p>3. <u>弊社</u>のホームページ上にて、<u>営業者</u>が行う貸付事業への匿名組合出資の募集を20●●年●月●日から20●●年●月●日まで行います。</p> <p>4. お客様は、<u>弊社</u>のホームページ上において、希望する運用条件に合致するファンドに、匿名組合出資の出資募集期間内に<u>出資申込</u>手続を行います。</p> <p>5. <u>営業者</u>とお客様との間で匿名組合契約を締結します。</p> <p>(略)</p>	<p>運用を行いたいという意向をお持ちの方（以下「投資家」と言います。）を募り、<u>当社</u>が投資家から出資を受けた資金を原資として、借入希望者に貸付けを行うという取引を行うに際して、かかる出資の募集の取扱いをおこないません。上述の取引の具体的な流れは下記の<u>とおり</u>となります。</p> <p>1. お客様には、<u>当社</u>のホームページ等から投資家登録の申請を行っていただきます。</p> <p>2. お客様には、<u>当社</u>が定める本人確認書類及び銀行口座の写しをFAX<u>若しくはEメールにて送信</u>いただきます。その後、<u>当社</u>からお客様へ本人確認キーを記載したハガキを簡易書留で送付いたしますので、受領後、ホームページから本人確認キーの<u>ご入力などを</u>いただく事で、投資家登録が完了します。</p> <p>3. <u>当社</u>のホームページ上等にて、<u>当社</u>が行う貸付事業への匿名組合出資の募集を20●●年●月●日から20●●年●月●日まで行います。</p> <p>4. お客様は、<u>当社</u>のホームページを<u>閲覧</u>などし、希望する運用条件に合致するファンドに、匿名組合出資の出資募集期間内に<u>出資申込</u>手続を行います。</p> <p>5. <u>当社</u>とお客様との間で匿名組合契約を締結します。</p> <p>(略)</p>
--	--

<p>7. <u>弊社</u>がホームページ上で行っている匿名組合出資の募集が終了します。</p> <p>8. <u>営業者</u>は借手の募集を20●●年●月●日から20●●年●月●日まで行います。</p> <p>9. 借手が<u>営業者</u>に対して、借入申請を行います。</p> <p>10. <u>営業者</u>にて借手を審査し承認後、<u>営業者</u>と借手との間で金銭消費貸借契約を締結します。</p> <p>11. <u>弊社</u>は<u>営業者</u>が締結した金銭消費貸借契約に従って、貸付額分を投資家用口座から<u>営業者</u>の貸金用口座へ送金します。</p> <p>12. <u>営業者</u>は貸付けを実行します。</p>	<p>7. <u>当社</u>がホームページ上等で行っている匿名組合出資の募集が終了します。</p> <p>8. <u>当社</u>は借手の募集を20●●年●月●日から20●●年●月●日まで行います。</p> <p>9. 借手が<u>当社</u>に対して、借入申請を行います。<u>なお、前項の期間の終了時に当社が預託を受けた金員に余剰があることが確認された場合は、当該余剰となる金員について、その部分に係る本匿名組合契約を解約したうえで、前号の期間の終了日の翌日に募集を行う予定の本匿名組合契約と同様の匿名組合契約（本ファンドと同様の出資対象事業の集合体における匿名組合契約を意味します。以下、同様とします。）が新たに締結されたものとし、当該匿名組合契約への出資金として、当社の投資家用口座に預託されるものとし、以後も、同様とします。</u></p> <p>10. <u>当社</u>にて借手を審査し承認後、<u>当社</u>と借手との間で金銭消費貸借契約を締結します。</p> <p>11. <u>当社</u>は<u>当社</u>が締結した金銭消費貸借契約に従って、貸付額分を投資家用口座から<u>当社</u>の貸金用口座へ送金します。</p> <p>12. <u>当社</u>は貸付けを実行します。</p>
--	--

<p>1 3. <u>営業者</u>の貸付が終了します。</p> <p>1 4. <u>お客様が弊社へ預託した金員に余剰がある場合は、当該余剰金部分に係る本契約を解約し重要事項説明書を交付したうえで、新たに本契約と同様の匿名組合契約が締結されたものとし、当該匿名組合契約への出資金として、<u>弊社</u>の投資家用口座に預託されるものとします。</u></p> <p>1 5. <u>営業者は、借手から返済を受けます。なお、<u>営業者は、別紙「貸付要項」記載のとおり、本ファンドその他の同様の目的に基づくファンドにおいて、同一の借手に対して複数回の貸付けを実行し、又は、実行することを予定しているところ、借手からの返済金が同一の借手に対する複数の貸付債権の遅延損害金及び金銭消費貸借契約に関する費用、利息、元本の返済に不足する場合には、適用法令その他に反しない限度において、以下の順序により、弁済期日の到来した各ファンドにおける当該借手に対する個々の債権の金額の割合に応じて、充当するものとします。</u></u> ①遅延損害金及び金銭消費貸借契約</p>	<p>1 3. <u>当社の貸付けが終了します。なお、第8項の期間の終了時に余剰となる金員であることが確認されずに、貸付実行期間（本匿名組合契約第3条(2)号に定める意味を有します。以下、同様とします。）終了時に当社が預託を受けた金員に余剰があることが確認された場合（借手からの借入れの申込みを受けたものの、貸付けの実行に至らなかった場合など）は、当該余剰となる金員について、その部分に係る本匿名組合契約を解約したうえで、貸付実行期間終了日の翌日に募集を行う予定の本匿名組合契約と同様の匿名組合契約が新たに締結されたものとし、当該匿名組合契約への出資金として、<u>当社</u>の投資家用口座に預託されるものとします。以後も同様とします。</u></p> <p>1 4. <u>当社は、借手から返済を受けます。なお、<u>当社は、別紙「貸付要項」記載のとおり、本ファンドその他の同様の目的に基づくファンドにおいて、同一の借手に対して複数回の貸付けを実行し、又は、実行することを予定しているところ、借手からの返済金が同一の借手に対する複数の貸付債権の遅延損害金及び金銭消費貸借契約に関する費用、利息、元金の返済に不足する場合には、適用法令その他に反しない限度において、以下の順序により、弁済期日の到来した各ファンドにおける当該借手に対する個々の債権の金額の割合に応じて、充当するものとします。</u></u> ①遅延損害金及び金銭消費貸借契約</p>
--	--

<p>に関する費用</p> <p>②利息</p> <p>③<u>元本</u></p> <p>16. 計算期間毎に出資金の返還及び利益の配当がある場合には、<u>営業</u>者の分配用口座へ分配いたします。</p> <p>17. お客様は分配金を出金するか別の匿名組合への出資金として<u>弊</u>社の投資家用口座へ預託するかを選択できます。</p> <p>なお、<u>営業</u>者は、別紙「貸付要項」記載の各事項を前提として、以下のとおり借入希望者に対する貸付けを行うこととなります。</p> <p>① <u>営業</u>者が定める基準により借手の審査を行います。</p> <p>② <u>営業</u>者が定める内容にて当該金銭消費貸借契約を締結します。</p> <p>③ 出資募集期間経過後に借手への貸付に必要な資金は、本ファンドに係る匿名組合契約の締結時期（「前記IV第3項のとおり、新たに<u>本契約</u>と同様の匿名組合契約が締結された場合には、当初の匿名組合契約の締結時期）が早い者の出資金から貸付けの実行資金として充てられ、<u>営業</u>者が指定した期日に貸付を実行します。</p>	<p>に関する費用</p> <p>②利息</p> <p>③<u>元金</u></p> <p>15. 計算期間毎に出資金の返還及び利益の配当がある場合には、<u>当</u>社の分配用口座へ分配いたします。</p> <p>16. お客様は分配金を出金するか別の匿名組合への出資金として<u>当</u>社の投資家用口座へ預託するかを選択できます。</p> <p>なお、<u>当</u>社は、別紙「貸付要項」記載の各事項を前提として、以下のとおり借入希望者に対する貸付けを行うこととなります。</p> <p>① <u>当</u>社が定める基準により借手の審査を行います。</p> <p>② <u>当</u>社が定める内容にて当該金銭消費貸借契約を締結します。</p> <p>③ 出資募集期間経過後に借手への貸付に必要な資金は、本ファンドに係る匿名組合契約の締結時期（前記IV「<u>契約終了事由について</u>」第3項のとおり、新たに<u>本匿名組合契約</u>と同様の匿名組合契約が締結された場合には、当初の匿名組合契約の締結時期）が早い者の出資金から貸付けの実行資金として充てられ、<u>当</u>社が指定した期日に貸付<u>け</u>を実行します。</p>
--	---

	<p>④ 審査で承認した借手が存在する場合であっても、<u>営業者</u>は貸付けを実行しないことがあります。</p>	<p>④ 審査で承認した借手が存在する場合であっても、<u>当社</u>は貸付けを実行しないことがあります。</p> <p><u>また、お客様には、当社が、本営業における事業と同様の基準・方法等により、固有財産、又は、本ファンドに係る匿名組合契約以外の匿名組合契約における資金をもとに貸付けを実行することがあること、及び、本ファンドに係る出資金、固有財産、又は、本ファンドに係る匿名組合契約以外の匿名組合契約における資金のいずれでも貸付けを実行できる場合において、いずれから貸付けを実行するかは、当社の裁量に委ねられることを承諾していただくことになります。</u></p> <p><u>また、当社は、お客様からの出資金の預託を受ける口座（投資家用口座）、本営業の遂行の為にのみ使用する口座（貸金用口座）及びお客様への出資金の返還及び利益の配当をするための口座（分配用口座）で管理及び保管された金員には、利息を付さないものとします。</u></p>
VIII	<p>3. 出資対象事業持分取引契約の締結の申込に関する事項</p> <p>お客様は<u>営業者</u>との間で匿名組合契約を締結するために、本ホームページ上の専用ページから投資家登録の申請を行い、<u>弊社</u>が定める本人確認書類（運転免許書、健康保険証、パスポート、住民票の写し等）及び銀行口座の写しをFAX<u>もしくは</u>Eメールにて送信いただきます。その後、<u>弊社</u>からお客様へ本人確認キーを記載したハガキを簡易書留で送付いたしますので、受領後、</p>	<p>3. 出資対象事業持分取引契約の締結の申込に関する事項</p> <p>お客様には<u>当社</u>との間で匿名組合契約を締結するために、本ホームページ上の専用ページから投資家登録の申請を行い、<u>当社</u>が定める本人確認書類（運転免許書、健康保険証、パスポート、住民票の写し等）及び銀行口座の写しをFAX<u>若しくは</u>Eメールにて送信いただきます。その後、<u>当社</u>からお客様へ本人確認キーを記載したハガキを簡易書留で送付いたしますので、受領後、ホームペ</p>



<p>ホームページから本人確認キーをご入力いただく事で、投資家登録・投資家用口座の開設が完了します。お客様は、ログイン後、希望するファンドと出資金額を選択いただきます。匿名組合契約が締結された後に、お客様は<u>弊社</u>の投資家用口座へ出資金を送金します（必要な銀行送金手数料はお客様の負担とします）。匿名組合への出資募集終了後、貸付実行時に、<u>弊社</u>は投資家用口座から貸付実行に必要な額を、<u>営業</u>者の貸金用口座に対して送金するものとします。なお、<u>営業</u>者の貸金用口座に対して送金された時点をもって、<u>本契約</u>に基づく出資がなされ、<u>本契約</u>に基づく運用が始まることとなります。</p> <p>4. 出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項</p> <p>お客様には、締結された匿名組合契約の定めに基づき、お客様毎に個別に<u>弊社</u>へ開設された投資家用口座に出資金を送金いただきます（必要な銀行送金手数料はお客様の負担とします）。なお、匿名組合契約に定める条件に従って、出資金全額の送金がなされない場合には、匿名組合契約は当然に終了する<u>もの</u>とします。</p> <p>5. 出資対象事業持分にかかる契約期間</p> <p>お客様と<u>営業</u>者との間で締結する匿名組合契約の期間は、原則として、お客様の匿名組合契約の申込みに対して<u>営業</u>者が承諾した日から開始し、<u>営業</u></p>	<p>ホームページから本人確認キーをご入力いただく事で、投資家登録・投資家用口座の開設が完了します。お客様には、ログイン後、希望するファンドと出資金額を選択いただきます。匿名組合契約が締結された後に、お客様は<u>当社</u>の投資家用口座へ出資金を送金します（必要な銀行送金手数料はお客様の負担とします）。匿名組合への出資募集終了後、貸付実行時に、<u>当社</u>は投資家用口座から貸付実行に必要な額を、<u>当社</u>の貸金用口座に対して送金するものとします。なお、<u>当社</u>の貸金用口座に対して送金された時点をもって、<u>本匿名組合契約</u>に基づく出資がなされ、<u>本匿名組合契約</u>に基づく運用が始まることとなります。</p> <p>4. 出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項</p> <p>お客様には、締結された匿名組合契約の定めに基づき、お客様毎に個別に<u>当社</u>へ開設された投資家用口座に出資金を送金いただきます（必要な銀行送金手数料はお客様の負担とします）。なお、匿名組合契約に定める条件に従って、出資金全額の送金がなされない場合には、匿名組合契約は当然に終了する<u>こと</u>となります。</p> <p>5. 出資対象事業持分にかかる契約期間</p> <p>お客様と<u>当社</u>との間で締結する匿名組合契約の期間は、原則として、お客様の匿名組合契約の申込みに対して<u>当社</u>が承諾した日から開始し、<u>当社</u>が行う貸</p>
---	---

<p>者が行う貸付契約の返済期間である融資実行日より 13 ヶ月後の約定返済日である 27 日をもって終了します。ただし、前記「IV 契約終了事由について」に記載した事由が生じた場合には、前述の期間前に匿名組合契約が終了する場合があります。また、借手の返済が遅延した場合や、債務不履行となった場合には、<u>本契約</u>期間を超えて契約が継続する場合があります。なお、匿名組合契約が終了した場合には、その後清算手続きが行われます。この清算手続き終了後に残余財産があればお客様に分配されます。</p> <p>6. 出資対象事業持分にかかる解約に関する事項</p> <p>お客様は出資募集期間中は、本ファンドにおいて預託されている額を上限として預託金の返還を請求することができます。ただし、出資金の返還時の事務手数料の額は、一律 420 円になります。当該預託金につき、<u>弊社</u>に対し当初に預託されてから 1 年が経過した時点において残金がある場合には、<u>弊社</u>から、本匿名組合員の口座に対し送金することとします。ただし、この場合には、出資金の返還時の事務手数料は発生いたしません。なお、これらの預託金の返還時期は、<u>営業者</u>が別途定める時期とし、返還に関して利息は付されないこととなります。</p> <p>また、匿名組合契約当事者の一方が、匿名組合契約のいずれかの条項に違反し、相手方当事者が相当期間内にこれを是正すべき旨の書面による催告をな</p>	<p>付契約の返済期間である融資実行日より 13 ヶ月後の約定返済日である 27 日をもって終了します。ただし、前記「IV 契約終了事由について」に記載した事由が生じた場合には、前述の期間前に匿名組合契約が終了する場合があります。また、借手の返済が遅延した場合や、債務不履行となった場合には、<u>本匿名組合契約</u>期間を超えて契約が継続する場合があります。なお、匿名組合契約が終了した場合には、その後清算手続きが行われます。この清算手続き終了後に残余財産があればお客様に分配されます。</p> <p>6. 出資対象事業持分にかかる解約に関する事項</p> <p>お客様は出資募集期間中は、本ファンドにおいて預託されている額を上限として預託金の返還を請求することができます。ただし、出資金の返還時の事務手数料の額は、一律 420 円になります。当該預託金につき、<u>当社</u>に対し当初に預託されてから 1 年が経過した時点において残金がある場合には、<u>当社</u>から、本匿名組合員の口座に対し送金することとします。ただし、この場合には、出資金の返還時の事務手数料は発生いたしません。なお、これらの預託金の返還時期は、<u>当社</u>が別途定める時期とし、返還に関して利息は付されないこととなります。</p> <p>また、匿名組合契約当事者の一方が、匿名組合契約のいずれかの条項に違反し、相手方当事者が相当期間内にこれを是正すべき旨の書面による催告をなし</p>
--	---

	<p>したにもかかわらず、かかる是正期間内に当該違反が是正されなかった場合、相手方当事者は匿名組合契約を解除することができます。</p> <p>(略)</p> <p>8. お客様の権利及び義務に関する事項</p> <p>① お客様は<u>営業者</u>に対して、商法539条の規定に従い、本貸付事業にかかる財産の状況について検査することができます。</p> <p>② 本貸付事業にかかる財産の所有権は全て<u>営業者</u>に帰属します。</p> <p>(略)</p> <p>④ 営業者は、本貸付事業につき、損失が発生した場合には、お客様は、出資比率に応じて損失を負担します。</p> <p>(略)</p>	<p>たにもかかわらず、かかる是正期間内に当該違反が是正されなかった場合、相手方当事者は匿名組合契約を解除することができます。</p> <p>(略)</p> <p>8. お客様の権利及び義務に関する事項</p> <p>① お客様は<u>当社</u>に対して、商法539条の規定に従い、本貸付事業にかかる財産の状況について検査することができます。</p> <p>② 本貸付事業にかかる財産の所有権は全て<u>当社</u>に帰属します。</p> <p>(略)</p> <p>④ <u>当社</u>は、本貸付事業につき、損失が発生した場合には、お客様は、出資比率に応じて損失を負担します。</p> <p>(略)</p>
IX	<p>1. 出資対象事業の内容及び運営の方針</p> <p>お客様が出資する対象事業は、<u>営業者</u>が、お客様の出資金を用いて、お客様が指定する同じ属性を持った複数の借手との間で金銭消費貸借契約を締結し、金銭を貸し付け、その元本返済及び利息等の支払を受ける貸付事業となります。<u>営業者</u>は、東京都より貸金業の登録を受けた貸金業者であり（東京都知事（1）31360号）、上記貸付事業に対して、貸金業法（昭和58年法律第32号）に則り、資金需要者等の利益を尊重し、適正に運営して参</p>	<p>1. 出資対象事業の内容及び運営の方針</p> <p>お客様が出資する対象事業は、<u>当社</u>が、お客様の出資金を用いて、お客様が指定する同じ属性を持った複数の借手との間で金銭消費貸借契約を締結し、金銭を貸し付け、その元金返済及び利息等の支払を受ける貸付事業となります。<u>当社</u>は、東京都より貸金業の登録を受けた貸金業者であり（東京都知事（1）31360号）、上記貸付事業に対して、貸金業法（昭和58年法律第32号）に則り、資金需要者等の利益を尊重し、適正に運営して参ります。</p>

<p>ります。</p> <p>2. 出資対象事業となる貸付事業の運営体制の概要</p> <p>①金銭の貸付業務に関わる体制 <u>営業者</u>の貸金業務部が当該業務を担当します。ただし、第三者に委託することがあります。</p> <p>②貸付金元金及び利息金等の回収業務に関わる体制 <u>営業者</u>の貸金業務部が当該業務を担当します。ただし、第三者に委託することがあります。</p> <p>③回収金等の分配業務に関わる体制 <u>営業者</u>の貸金業務部が当該業務を担当します。ただし、第三者に委託することがあります。</p> <p>(略)</p> <p>5. 出資対象事業から生ずる収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配の方針 <u>営業者</u>は、本貸付事業を行うにあたって、各計算期間において利益又は損失が生じた場合は、お客様に、出資比率に応じて配当を行い、又は負担をしていただきます。<u>但し</u>、前計算期間からの損失がある場合には、その損失を控除して当計算期間の利益を算定します。</p> <p>6. 事業年度、計算期間その他これに類する期間</p>	<p>2. 出資対象事業となる貸付事業の運営体制の概要</p> <p>①金銭の貸付業務に関わる体制 <u>当社</u>の貸金業務部が当該業務を担当します。ただし、第三者に委託することがあります。</p> <p>②貸付金元金及び利息金等の回収業務に関わる体制 <u>当社</u>の貸金業務部が当該業務を担当します。ただし、第三者に委託することがあります。</p> <p>③回収金等の分配業務に関わる体制 <u>当社</u>の貸金業務部が当該業務を担当します。ただし、第三者に委託することがあります。</p> <p>(略)</p> <p>5. 出資対象事業から生ずる収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配の方針 <u>当社</u>は、本貸付事業を行うにあたって、各計算期間において利益又は損失が生じた場合は、お客様に、出資比率に応じて配当を行い、又は負担をしていただきます。<u>ただし</u>、前計算期間からの損失がある場合には、その損失を控除して当計算期間の利益を算定します。</p> <p>6. 事業年度、計算期間その他これに類する期間</p>
--	---

<p>本契約における営業の会計期間及び事業年度は、4月1日から翌年の3月末日までとします。営業者とお客様との間における匿名組合契約における計算期間は、毎月、11日から翌月10日までの1ヶ月間とします。</p> <p>出資対象事業に関わる手数料等の徴収方法及び租税に関する事項</p> <p>① 管理手数料その他費用のお支払い  <u>営業者</u>は、毎月15日（休日の場合は翌営業日）に分配用口座へ分配する時に、管理手数料を受領させていただきます。</p> <p>② 租税に関する事項  <u>お客様並びに営業者</u>は、<u>お客様と営業者</u>の間で行われる取引に関して課される租税の全て（<u>お客様</u>に対して行われる利益の配当に課される税金を含む）について、自ら負担するものとします。ただし、借手の返済が遅延した場合には、<u>営業者</u>が未回収分の利息収入に関する公租公課を負担するものとし、その後、借手から返済があった場合は、<u>営業者</u>が負担し又は負担することとなる公租公課、手数料を控除した収益を匿名組合員に分配します。なお、<u>お客様</u>は、適用ある税法の規定に従い、<u>お客様</u>に対して行われる利益の配当に対して課される税金相当額を<u>営業者</u>が源泉徴収することに同意するものとします。</p>	<p>本匿名組合契約における営業の会計期間及び事業年度は、4月1日から翌年の3月末日までとなります。<u>当社</u>とお客様との間における匿名組合契約における計算期間は、毎月11日（最初の計算期間については、本契約締結日）から翌月10日までの各期間となります。</p> <p>7. 出資対象事業に関わる手数料等の徴収方法及び租税に関する事項</p> <p>① 管理手数料その他費用のお支払い  <u>当社</u>は、毎月15日（休日の場合は翌営業日）に分配用口座へ分配する時に、管理手数料を受領させていただきます。</p> <p>② 租税に関する事項  <u>お客様及び当社</u>は、<u>お客様と当社</u>の間で行われる取引に関して課される租税の全て（<u>お客様</u>に対して行われる利益の配当に課される税金を含む）について、自ら負担するものとします。ただし、借手の返済が遅延した場合には、<u>当社</u>が未回収分の利息収入に関する公租公課を負担するものとし、その後、借手から返済があった場合は、<u>当社</u>が負担し又は負担することとなる公租公課、手数料を控除した収益を匿名組合員に分配します。なお、<u>お客様</u>は、適用ある税法の規定に従い、<u>お客様</u>に対して行われる利益の配当に対して課される税金相当額を<u>当社</u>が源泉徴収することに同意するものとします。</p>
--	---

<p>7. 分別管理の方法</p> <p><u>営業者は、匿名組合員の出資金を、金融商品取引法第40条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第125条の規定により、営業者が行う本事業と同種の他の匿名組合について出資を受けた出資金及び営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の銀行預金口座に預金し、分別管理します。営業者は、匿名組合員の出資金等その他本貸付事業に関わる財産を、本事業と同種の他の匿名組合に関する出資金等及び営業者の固有財産と適切に区分して経理処理いたします。</u></p> <p>預金口座に係る銀行名：株式会社三井住友銀行</p> <p>預金口座に係る営業所の所在地：東京都千代田区大手町1丁目2番3号</p> <p>預金の名義：SBIソーシャルレンディング株式会社</p> <p>預金を特定するために必要な事項：<u>以下の弊社の被振込専用口座番号で特定された金銭のうち、営業者名義の口座（口座番号：6889650）に入金された金銭、又は、当該金銭を原資として実行された貸付けの回収金等のうち、営業者名義の口座（口座番号：6903328又は6903317）に入金された金銭</u></p>	<p>8. 分別管理の方法</p> <p><u>当社は、匿名組合員から預託を受けた金員及び出資金を、金融商品取引法第40条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第125条の規定に従い、当社の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の銀行預金口座に預金して、当社の固有財産、及び、当社が行う本事業と同種の他の匿名組合における預託金及び出資金と分別管理します。当社は、匿名組合員の預託金及び出資金等その他本貸付事業に関わる財産を、（1）当社の固有財産、並びに、（2）本事業と同種の他の匿名組合に関する①預託金、及び、②出資金等と適切に区分して経理処理いたします。</u></p> <p>&lt;預託金&gt;</p> <p>預金口座に係る銀行名：株式会社三井住友銀行</p> <p>預金口座に係る営業所の名称：丸ノ内支店</p> <p>預金口座に係る営業所の所在地：東京都千代田区大手町1丁目2番3号</p> <p>預金の名義：SBIソーシャルレンディング株式会社</p> <p>預金を特定するために必要な事項：<u>&lt;預金の種類&gt; 普通預金</u></p> <p>&lt;口座番号&gt; ●●</p> <p><u>被振込専用口座番号を●●●●●として上記預金口座に振り込まれた金銭</u></p> <p>&lt;出資金&gt;</p> <p>預金口座に係る銀行名：株式会社三井住友銀行</p> <p>預金口座に係る営業所の名称：丸ノ内支店</p> <p>預金口座に係る営業所の所在地：東京都</p>
--	--

	<p>弊社は、<u>匿名組合員の出資金を、金融商品取引法第40条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第125条の規定により、営業者が行う本事業と同種の他の匿名組合について出資を受けた出資金及び営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の銀行預金口座に預金し、分別管理します。弊社は、匿名組合員の出資金等その他本貸付事業に関わる財産を、本事業と同種の他の匿名組合に関する出資金等及び営業者の固有財産と適切に区分して経理処理いたします。</u></p> <p><u>具体的には、下記のとおり、銀行預金口座に保管する方法により管理します。</u></p> <p><u>預金口座に係る銀行名：株式会社三井住友銀行</u></p> <p><u>預金口座に係る営業所の所在地：東京都千代田区大手町1丁目2番3号</u></p> <p><u>預金の名義：SBIソーシャルレンデ</u></p>	<p><u>千代田区大手町1丁目2番3号</u></p> <p><u>預金の名義：SBIソーシャルレンディング株式会社</u></p> <p><u>預金を特定するために必要な事項：上記&lt;預託金&gt;の被振込専用口座番号で特定された金銭のうち、この&lt;出資金&gt;記載の当社名義の口座（口座の種類：普通預金、口座番号：6889650）に入金された金銭、又は、当該金銭を原資として実行された貸付けの回収金等のうち、この&lt;出資金&gt;記載の当社名義の口座（口座の種類：普通預金、口座番号：6903328）に入金された金銭</u> 削除</p>
--	--	---

	<p><u>イングサポート株式会社</u>  <u>預金を特定するために必要な事項；被  振込専用口座番号を●●●●●として  振り込まれた金銭</u>  なお、<u>弊社及び営業者</u>は、上記のとおり  <u>営業者又は弊社の銀行預金口座</u>を適  切に開設及び維持することなどによ  り、匿名組合員の出資金について、金  融商品取引法第40条の3及び金融商  品取引業等に関する内閣府令第125  条の規定に従った分別管理を行って  います。  <u>弊社</u>は、随時、上記の銀行預金口座の  通帳を確認し、また経理担当者に対す  る聞き取り調査を行うなどして、当該  分別管理がなされている状況であるこ  との確認をしております。</p>	<p>なお、<u>当社は</u>、上記のとおり<u>当社の銀行  預金口座</u>を適切に開設及び維持するこ  となどにより、匿名組合員の<u>預託金及び  出資金</u>について、金融商品取引法第40  条の3及び金融商品取引業等に関する  内閣府令第125条の規定に従った分  別管理を行っております。  <u>当社は</u>、随時、上記の銀行預金口座の通  帳を確認し、また経理担当者に対する聞  き取り調査を行うなどして、当該分別管  理がなされている状況であることの確  認をしております。</p>
<p>X</p>	<p>(略)</p> <p>2. 出資対象事業持分の総額  当該匿名組合における貸付事業に  て、借手に対して行う貸付の総額とな  ります。  (略)</p> <p>4. 出資金の返還及び利益の配当に関  する事項  ①<u>営業者</u>から匿名組合へ出資された  お客様に対する出資金の返還及び  利益の配当の総額は、当該匿名組  合の貸付事業における、借手に対  する貸付金、貸付利率、貸付期間  に従って決定されることとなり、  お客様への出資金の返還及び利益  の配当の額は、当該匿名組合への  お客様の出資比率に応じて決定さ</p>	<p>(略)</p> <p>2. 出資対象事業持分の総額  当該匿名組合における貸付事業にて、  借手に対して行う貸付<u>け</u>の総額とな  ります。  (略)</p> <p>4. 出資金の返還及び利益の配当に関す  る事項  ①<u>当社</u>から匿名組合へ出資されたお  客様に対する出資金の返還及び利  益の配当の総額は、当該匿名組合の  貸付事業における、借手に対する貸  付金、貸付利率、貸付期間に従って  決定されることとなり、お客様への  出資金の返還及び利益の配当の額  は、当該匿名組合へのお客様の出資  比率に応じて決定されることとな</p>



<p>れることとなります。</p> <p>②出資金の返還及び利益の配当等の支払い方法は、分配金の計算を翌月10日で締め、15日（休日の場合は翌営業日）に<u>営業</u>者の分配用口座へ振り替えます。</p> <p>③利益の配当に対しては、支払時に20%の源泉所得税が徴収されます。なお、税率は<u>平成22年10月</u>現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。</p> <p>(略)</p> <p>6. 出資対象事業持分一単位当たりの総資産額、純損益額及び利益の配当等の金額</p> <p>出資対象事業持分は分割されていないため、当該総資産額及び純損益額は上記5のとおりであり、また、出資金の返還及び利益の配当等は上記4のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>8. 出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、当該資産に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 資産の金額の評価方法</p> <p>お客様の出資の対象となるのは、借手に対する貸付債権であり、その金額は<u>営業</u>者が借手に貸し付けた金額で</p>	<p>ります。</p> <p>②出資金の返還及び利益の配当等の支払い方法は、分配金の計算を10日で締め、15日（休日の場合は翌営業日）に<u>当社</u>の分配用口座へ振り替えます。</p> <p>③利益の配当に対しては、支払時に20%の源泉所得税が徴収されます。なお、税率は<u>2012年7月</u>現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。</p> <p>(略)</p> <p>6. 出資対象事業持分一単位当たりの総資産額、純損益額及び利益の配当等の金額</p> <p>出資対象事業持分は分割されていないため、当該総資産額及び純損益額は上記5項のとおりであり、また、出資金の返還及び利益の配当等は上記4項のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>8. 出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、当該資産に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 資産の金額の評価方法</p> <p>お客様の出資の対象となるのは、借手に対する貸付債権であり、その金額は<u>当社</u>が借手に貸し付けた金額です。この金</p>
--	--

	す。この金額が貸付債権の評価額となります。	額が貸付債権の評価額となります。
XII	<p><u>営業者の概要</u> (略)</p> <p>資本金：1億3450万円 主な事業：貸金業</p> <p>登録番号：東京都知事（1）31360号 (略) 連絡先：電話番号：03-3568-2947 FAX番号：03-3584-5130 (略)</p>	<p><u>当社の概要</u> (略)</p> <p>本店所在地：〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル9F</p> <p>資本金：1億3540万円 主な事業：<u>第二種金融商品取引業、貸金業</u></p> <p>登録番号：<u>関東財務局長（金商）第2663号</u>、東京都知事（1）31360号 <u>金融商品取引業協会：無し</u> (略) 連絡先：電話番号：03-3262-2943 FAX番号：03-3262-2827 (略)</p>
XIII		削除
別紙「貸付要項」		
	本ファンドにおける <u>営業者の貸付け</u> の要項は、以下のとおりとします。	本ファンドにおける <u>当社の貸付け</u> の要項は、以下のとおりとします。
1	営業者は、借手が営業者に対して現在および将来負担するSBISL証券担保ローンにかかる一切の債務を共通に担保するものとして、提携証券会社の証券取引口座（振替決済口座）に現在および将来保有する有価証券（国内の金融商品取引所に上場されている株券のうち、営業者が適当と認めるもの）について、営業者を権利者とする根質権を設定する。	営業者は、借手が営業者に対して現在 <u>及び</u> 将来負担するSBISL証券担保ローンにかかる一切の債務を共通に担保するものとして、提携証券会社の証券取引口座（振替決済口座）に現在 <u>及び</u> 将来保有する有価証券（国内の金融商品取引所に上場されている株券のうち、営業者が適当と認めるもの）について、営業者を権利者とする根質権を設定する。
3	元金、利息および遅延損害金等 (略)	元金、利息 <u>及び</u> 遅延損害金等 (略)

<p>(2) 借手は、本契約（SBI証券担保ローンの極度方式基本契約を意味する。以下、同じ。）の契約期間中、営業者に対して3銀行営業日（土曜、日曜、国民の祝日および法令等により日本において銀行が休業することを認められ、<u>または休業することを義務づけられている日以外の日</u>を意味する。）前までに通知した場合に限り、融資金元金の全部<u>または一部</u>を繰り上げ返済することができる。なお、借手が融資金元金の全部を返済する場合には、当該繰り上げ返済を行う日までに<u>第6項</u>に基づいて発生する経過利息を付して行われるものとし、一部を返済する場合には、返済金は全て元金に充当されることとし、返済日の翌日以降は残元金に基づく利息が計算されることとする。</p> <p>(3) 利率、利息計算および利息の返済方法 (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>⑥ (i)借手が担保有価証券を売却したことにより、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）以上となる場合、<u>または、(ii)担保有価証券の時価額に</u></p>	<p>(2) 借手は、本契約（SBI証券担保ローンの極度方式基本契約を意味する。以下、同じ。）の契約期間中、営業者に対して3銀行営業日（土曜、日曜、国民の祝日<u>及び</u>法令等により日本において銀行が休業することを認められ、<u>又は休業することを義務づけられている日以外の日</u>を意味する。）前までに通知した場合に限り、融資金元金の全部<u>又は一部</u>を繰り上げ返済することができる。なお、借手が融資金元金の全部を返済する場合には、当該繰り上げ返済を行う日までに<u>第(3)号</u>に基づいて発生する経過利息を付して行われるものとし、一部を返済する場合には、返済金は全て元金に充当されることとし、返済日の翌日以降は残元金に基づく利息が計算されることとする。</p> <p>(3) 利率、利息計算<u>及び</u>利息の返済方法 (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>⑥ (i)借手が担保有価証券を売却したことにより、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）以上となる場合、<u>又は、(ii)担保有価証券の時価額に対する融</u></p>
--	---

<p>対する融資残高の割合が 60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の 70%以上を占める場合は 50%）以上となっているときに借手が担保有価証券を売却した場合に、当該担保有価証券の売却代金のうち、返済に充当することで残存する担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合を 60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の 70%以上を占める場合は 50%）未満とするために必要な金額として営業者が指定する金額（以下「担保維持率必要額」という。）を返済に充当（以下「任意売却返済」という。）する方法。</p> <p>（略）</p> <p>イ 依頼売却返済は、営業者が、提携証券会社に対し、借手の証券取引口座から担保有価証券の売却による売却代金のうち営業者が指定する返済必要額に相当する金銭の引出しを請求し、当該売却にかかる受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、本契約に基づく債務の返済に充当することにより行うものとする。借手は、本契約の締結により、上記の提携証券会社に対する引出請求およびその受領に関する一切の件を営業者に委任するものとする。</p> <p>ウ 強制売却返済は、営業者が、借手への事前の通知を行うことなく質権の実行を行い、提携証券会社</p>	<p>資残高の割合が 60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の 70%以上を占める場合は 50%）以上となっているときに借手が担保有価証券を売却した場合に、当該担保有価証券の売却代金のうち、返済に充当することで残存する担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合を 60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の 70%以上を占める場合は 50%）未満とするために必要な金額として営業者が指定する金額（以下「担保維持率必要額」という。）を返済に充当（以下「任意売却返済」という。）する方法。</p> <p>（略）</p> <p>イ 依頼売却返済は、営業者が、提携証券会社に対し、借手の証券取引口座から担保有価証券の売却による売却代金のうち営業者が指定する返済必要額に相当する金銭の引出しを請求し、当該売却にかかる受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、本契約に基づく債務の返済に充当することにより行うものとする。借手は、本契約の締結により、上記の提携証券会社に対する引出請求<u>及び</u>その受領に関する一切の件を営業者に委任するものとする。</p> <p>ウ 強制売却返済は、営業者が、借手への事前の通知を行うことなく<u>根</u>質権の実行を行い、提携証券会社に</p>
--	---

<p>に対し、質権の実行による担保有価証券の売却代金のうち営業者が指定する返済必要額に相当する金銭の引出しを請求し、当該売却にかかる受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、本契約に基づく債務の返済に充当することにより行うものとする。借手は、本契約の締結により、上記の提携証券会社に対する引出請求<u>およびその受領</u>に関する一切の件を営業者に委任するものとする。</p> <p>エ 預り金返済は、営業者が、提携証券会社に対し、借手の証券取引口座から返済申込額に相当する金銭の引出しを請求し、当該返済申込額を提携証券会社から受け取り、本契約に基づく債務の返済に充当する。借手は、本契約の締結により、上記の提携証券会社に対する引出請求<u>およびその受領</u>に関する一切の件を営業者に委任するものとする。</p> <p>オ 任意売却返済は、営業者が、借手への事前の通知を行うことなく、提携証券会社に対し、借手の証券取引口座から担保有価証券の売却代金のうち営業者が指定する担保維持率必要額に相当する金銭の引出しを請求し、当該担保有価証券の売却に係る受渡日に当該担保維持率必要額を提携証券会社から受け取り、本契約に基づく債務の返済に充当することにより行う</p>	<p>対し、<u>根質権</u>の実行による担保有価証券の売却代金のうち営業者が指定する返済必要額に相当する金銭の引出しを請求し、当該売却にかかる受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、本契約に基づく債務の返済に充当することにより行うものとする。借手は、本契約の締結により、上記の提携証券会社に対する引出請求<u>及びその受領</u>に関する一切の件を営業者に委任するものとする。</p> <p>エ 預り金返済は、営業者が、提携証券会社に対し、借手の証券取引口座から返済申込額に相当する金銭の引出しを請求し、当該返済申込額を提携証券会社から受け取り、本契約に基づく債務の返済に充当する。借手は、本契約の締結により、上記の提携証券会社に対する引出請求<u>及びその受領</u>に関する一切の件を営業者に委任するものとする。</p> <p>オ 任意売却返済は、営業者が、借手への事前の通知を行うことなく、提携証券会社に対し、借手の証券取引口座から担保有価証券の売却代金のうち営業者が指定する担保維持率必要額に相当する金銭の引出しを請求し、当該担保有価証券の売却に係る受渡日に当該担保維持率必要額を提携証券会社から受け取り、本契約に基づく債務の返済に充当することにより行うものとする。借</p>
---	---

	ものとする。借手は、本契約の締結により、上記の提携証券会社に対する引渡請求 <u>および</u> その受領に関する一切の件を営業者に委任するものとする。	手は、本契約の締結により、上記の提携証券会社に対する引渡請求 <u>及び</u> その受領に関する一切の件を営業者に委任するものとする。
4	担保不足（担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は60%）以上となる状態をいう。）となった場合には、借手は、営業者からの請求により、直ちに営業者が適当と認める担保を追加差入れ <u>または</u> 融資金の一部を返済しなければならない。	担保不足（担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は60%）以上となる状態をいう。）となった場合には、借手は、営業者からの請求により、直ちに営業者が適当と認める担保を追加差入れ <u>又は</u> 融資金の一部を返済しなければならない。
5	<p>(略)</p> <p>(1) 一般に適当と認められる価格、時期<u>および</u>方法等により任意に処分のうち、SBI証券担保ローンの返済に充当すること。</p> <p>(2) 借手に対するSBI証券担保ローンの全部<u>または</u>一部の返済として担保有価証券を取得すること。</p> <p>(3) 担保有価証券の配当<u>または</u>償還金その他担保有価証券に基づく一切の債権を直接取立て、<u>または</u>かかる債権に関する支払金を借手に代理して受領すること。</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 一般に適当と認められる価格、時期<u>及び</u>方法等により任意に処分のうち、SBI証券担保ローンの返済に充当すること。</p> <p>(2) 借手に対するSBI証券担保ローンの全部<u>又は</u>一部の返済として担保有価証券を取得すること。</p> <p>(3) 担保有価証券の配当<u>又は</u>償還金その他担保有価証券に基づく一切の債権を直接取立て、<u>又は</u>かかる債権に関する支払金を借手に代理して受領すること。</p>
6	<p>(略)</p> <p>① 債務の返済を1回<u>または</u>一部でも怠ったとき。</p> <p>(略)</p> <p>④ 支払の停止、支払不能若しくは債務超過となったとき<u>または</u>破産</p>	<p>(略)</p> <p>① 債務の返済を1回<u>又は</u>一部でも怠ったとき。</p> <p>(略)</p> <p>④ 支払の停止、支払不能若しくは債務超過となったとき<u>又は</u>破産手続</p>

	手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てがあったとき。 (略)	開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てがあったとき。 (略)
--	---	---